

～ 未来を創り 育てるまち おおさと ～



【大郷町での手続きについて】

転出に伴い大郷町での手続きは下記のとおりです。項目にないものや、ご不明な点があればお問い合わせください。

	項目	大郷町での手続き
<input type="checkbox"/>	印鑑登録について	「印鑑登録証」をお返しく下さい。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方	「保険証」をお返しく下さい。 転出（予定）日をもって資格が喪失します。
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	「保険証」をお返しく下さい。
<input type="checkbox"/>	各種医療費受給者証をお持ちの方（すこやか・障害者・母子父子）	「受給者証」をお返しく下さい。
<input type="checkbox"/>	児童手当・特例給付を受給している方（公務員の方を除く）	来庁しての手続きは原則不要です。 ※支給月の確認等のため、来庁して手続きすることは可能です。
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方	県内各町村への転出の場合、新住所地で手続きしてください。 県内各市又は県外へ転出の場合、住所変更届等を提出してください。
<input type="checkbox"/>	育児用品引換券をお持ちの方（0～1歳のお子さんを養育されている方）	転出日が属する月の翌月分以降をお返しく下さい。
<input type="checkbox"/>	町内各教育・保育施設利用中の方	1号認定で利用中の場合、利用施設にて手続きしてください。 2・3号認定で利用中の場合、「保育所等退所申出書」を提出してください。
<input type="checkbox"/>	町内各教育・保育施設利用中の方で転出後も同施設を引き続き利用したい方	転出先市町村において広域利用の申請してください。 ※手続きいただいても施設の状況により利用できない場合があります。
<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブを利用中の方	「放課後児童クラブ退所届」を提出してください。
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳別冊をお持ちの方	大郷町発行の母子健康手帳別冊は使用できません。転出先で発行の手続きをしてください。※母子健康手帳別冊には妊婦健診助成券・産婦健診助成券・乳児健診票が含まれます。
<input type="checkbox"/>	予防接種手帳（予防接種券・予診票）をお持ちの方	大郷町発行の予防接種手帳（予防接種券・予診票）は使用できません。転出先で発行の手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証をお持ちの方	「介護保険被保険者証」をお返しく下さい。要介護認定を受けている方には「受給資格証明書」を交付します。
<input type="checkbox"/>	125cc以下の原付および小型特殊自動車をお持ちの方	「ナンバープレート」、「標識交付証明書」、「印鑑」をお持ちになり廃車申告書を提出してください。「廃車証明書」を交付します。
<input type="checkbox"/>	防災行政無線戸別受信機を設置している方	総務課防災対策室までお返しく下さい。
<input type="checkbox"/>	町立の小・中学校に在学しているお子さまがいる方	通学している学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受け、転入先の学校へ提出してください。 転出後も引き続き、町立学校への就学を希望される方は（原則年度末までの承諾）「区域外就学について（願い出）」を学校教育課へ提出してください。
<input type="checkbox"/>	町水道を使用しない方	「水道使用異動届」による「閉栓」の手続きが必要です。（手数料1,000円）閉栓希望日の3日前までに提出してください。

【新住所地での手続きについて】

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、次のものを添えて新住所地で転入届をしてください

- ①マイナンバーカード ②印鑑 ③本人確認のできる書類（運転免許証・パスポートなど）
- ④委任状（本人が直接届出できない場合等）

【注意事項について】

・転出届だけでは住所は異動しません。忘れずに転入届をしてください。また、住所変更だけでは本籍は変更されません。

・新住所地での手続きについては、市町村によって手続き方法や手数料が違う場合がありますので、詳細については新住所地へご確認をお願いします。